

公募公告

令和9年公認会計士試験（第Ⅰ回短答式試験）の試験会場について、下記のとおり公募しますので、応募要領に従ってご応募ください。

記

1. 施設借上日

令和8年12月12日（土）～13日（日）

※感染症等をめぐる状況によっては、変更となる場合があります。

（参考）試験日：令和8年12月13日（日）

2. 試験施行地

愛知県内

3. 受験予定者数（見込み）

約1,180人

※受験予定者数は、試験日の概ね1ヶ月前前に確定する。

※受験予定者数の確定に伴い、施設の一部を辞退する場合があるが、その際、キャンセル料等の費用は発生しない扱いとする。

4. 公募する施設（試験会場）の条件

試験日に使用可能であり、試験施行地内に所在し、次の条件を具備している施設とする。

（1）収容可能人員

原則として、上記3.の受験予定者数（見込）以上の人員を収容することが可能な施設であること。なお、収容可能人員は「（2）試験室」における「受験可能定員」に基づいて算出した人数とする。

（2）試験室

- ① 1室当たりの受験可能定員（次の②～④の条件により算出した定員）は30人以上を目安とする。
（同じ試験場においては、可能な限り各試験室で同じ条件（大きさ・広さ）になるよう努めてください。）
- ② 不正行為を防止するため、受験者の座席は、隣の受験者と十分な距離を保つ必要があることから、1～2人使用の机では1席を使用し、3人以上の連続した机の場合には、両端の2席のみを使用すること。また、感染症等防止の観点から、受験者間の座席は最低1メートル以上の間隔を確保できること。
- ③ 試験官が受験者1人1人に問題等を容易に配付できる広さの通路が確保されていること。
- ④ 試験官が受験者を十分監視できる環境（柱等で受験者が隠れない等）であること。
- ⑤ マイクを使用できる設備が整っていること。

- ⑥ ホワイトボード又は黒板（以下「ホワイトボード等」という。）、机、教壇等が備え付けられていること。

（３）試験場本部室及び予備試験室等

- ① 試験会場内に、試験室とは別に試験場本部室（３０名程度）と試験官控室（１００名程度）を１室ずつ、予備試験室等を４室以上確保できること。なお、予備試験室は受験可能定員３０人以上を２室、１０名程度を２室を目安とする。
- ② 試験場本部室については、各試験室への荷物搬送等が容易な位置にあり、ホワイトボード等、机等が備え付けられ、施錠可能であること。
- ③ 予備試験室は上記（２）②～⑥の条件が満たされていること。（１０名程度の予備室は⑤不要）

（４）備品等

①机

- ・ 筆記試験に適しているもの。
- ・ 天板の破損、汚損がないもの。
- ・ がたつきや傾きのないもの。

②椅子

- ・ 筆記試験に適しているもの。
- ・ がたつきや傾きのないもの。

③ホワイトボード等

- ・ ホワイトボード等の板面に表示した内容が着席した受験者から確認できる大きさ、高さのもの。
- ・ 各ホワイトボード等につき、対応する筆記具及びイレーサーを用意すること。

（５）試験会場の環境

- ① 愛知県内であること。当局から自動車を利用して２０分程度以内の所要時間で到着する距離にある施設が望ましい。
- ② 複数の公共交通機関が利用可能であり、最寄り駅若しくはバス停から徒歩で１０分程度の場所に立地する施設であること。
- ③ 同一建物内で 1,180 名（仮）の受験者 を収容できること（複数の建物に跨る場合であっても、同一敷地内にあって実質一体の建物と見做せる場合を含む）。
- ④ 同一フロアでの試験室が望ましいが、異なる階に亘って試験室を設置する場合については、階段による往来・移動が容易であること。
- ⑤ 原則として、試験当日に同一建物内で他の団体の使用がないこと。
- ⑥ 試験当日、適正な試験実施に影響を及ぼすような行事や工事等による騒音等がないこと。

（６）冷暖房設備

- ① 冷暖房設備を完備している施設であること。
- ② また、冷暖房設備、照明等施設のトラブルに対し、対応できる職員等が試験当日に常駐していること。

(7) 身体障害者への対応

車椅子を利用する者の受験が可能な設備等を有する施設であること（身体障害者用のトイレがあること、机が車椅子を利用する者に対応していること、エレベーター等があること）。

(8) 使用予定時間

使用日	使用予定時間（準備・後片付けを含む）
試験日前日	（使用予定時間は、東海財務局から別途申し込む）
試験日当日	7：00頃～20：00頃

※ なお、準備後は設営状況が保持されている必要があるため、他の団体等の使用がないこと。

(9) その他

- ① 試験前日の午後に、試験場本部室（上記（3）参照）を準備のために使用できること。
- ② 試験当日、災害等の不測の事態が発生した場合、無償で使用時間の延長が可能であること。

5. 施設使用に係る料金の支払条件

適正に施設が提供された場合、施設使用後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に指定金融機関の口座に振り込むものとする。

6. 応募要領

(1) 公募期間

公募開始日：令和8年9月9日（水）

公募終了日：令和8年9月29日（火）（17：00必着）

(2) 応募方法

別紙「応募申込書」及び「施設の概要が分かる資料（パンフレット、平面図、試験室配席図、写真等）」を以下の提出先まで、持参又は郵送により提出すること（ファックス等電送によるものは受け付けない）。なお、本件公募に係る提出書類等の作成等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。

【申込書等提出先・問い合わせ先】

〒460-8521 名古屋市中区三の丸3-3-1

東海財務局理財部理財課（担当：山口、杉浦）

電話 052-951-1790

7. その他

- (1) 応募申込書等の提出後、必要に応じて、電話による照会、追加資料の提出依頼、施設の見学等を行う場合がある。

- (2) 審査の結果、上記 4. に掲げる条件を具備していないと判断した場合は応募を認めないことがある。
- (3) 料金が周囲の一般的な施設と比較して極端に高額な場合や、公正な取引の秩序を乱す恐れがある場合には、応募を認めないことがある。
- (4) 複数の応募者があった場合は、受験予定者数の確定後、一般競争入札等を実施し、予算決算及び会計令の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最も安価であった者と契約を締結する。
- (5) 応募者が 1 者であった場合は、受験予定者数の確定後、見積書の提出を依頼し、予算決算及び会計令の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で契約を締結する。

以上公告する。

令和 8 年 9 月 9 日

支出負担行為担当官

東海財務局総務部次長 山下 有由

公認会計士試験の試験会場応募申込書

申込者	企業名・団体名				
	代表者役職・氏名				
	所在地		〒		
	担当者	部署・役職等			
		氏名			
		電話番号			
		FAX番号			
		メールアドレス			
応募内容	対象試験名		令和9年第Ⅰ回短答式試験(R8.12.13)		
	施設の名称				
	施設の所在地		〒		
	アクセス	最寄り駅			
		最寄り駅からの交通手段			
		最寄り駅からの所要時間			
施設概要	貸出可能時間		時 分 から 時 分 まで		
	試験室数				
	収容可能人員※				
			部屋名	受験可能定員※	使用料金
	試験室	試験室1		人	円
		試験室2		人	円
		試験室3		人	円
		試験室4		人	円
		試験室5		人	円
		試験室6		人	円
		試験室7		人	円
		試験室8		人	円
		試験室9		人	円
		試験室10		人	円
		試験室11		人	円
		試験室12		人	円
		試験室13		人	円
		試験室14		人	円
		試験室15		人	円
		試験室16		人	円
	予備試験室(大)			人	円
	予備試験室(大)			人	円
	予備試験室(小)			人	円
	予備試験室(小)			人	円
	本部			人	円
	試験官控室			人	円
	受験環境	試験当日、同一建物内での他の団体の使用の有無		(有 ・ 無)	
試験当日に実施される行事や工事等の有無		(有 ・ 無)			
設備等	冷房設備の有無		(有 ・ 無)		
	暖房設備の有無		(有 ・ 無)		
	試験前日試験場本部室の使用の可否		(可 ・ 否)		
	試験当日、施設のトラブルに対応できる職員等の常駐の有無		(有 ・ 無)		
	身体障害者用トイレ、車椅子対応が可能な机の有無		(有 ・ 無)		
	エレベーター又はスロープの有無		(有 ・ 無)		

※ 公募公告「4. 公募する施設(試験会場)の条件」の「(2)試験室」の条件により算出すること。